

# 第Ⅳ章

## 島根県公共事業等 景観形成指針

- 4-1 基本的事項
- 4-2 運用方針
- 4-3 共通指針
  - 1 法面
  - 2 擁壁
  - 3 護岸
  - 4 防護柵
  - 5 舗装
  - 6 駐車場
  - 7 標識・公共広告物
  - 8 照明施設
  - 9 緑の保全と緑化
  - 10 展望広場等
  - 11 景観に配慮した占用行為
  - 12 維持管理
  - 13 駅前広場等
  - 14 工事中の留意事項
- 4-4 施設別指針
  - 1 道路
  - 2 橋梁
  - 3 河川・水路
  - 4 ダム・堰堤等
  - 5 急傾斜地崩壊対策施設
  - 6 港湾・漁港
  - 7 海岸
  - 8 公園等
  - 9 公共建築物
  - 10 用地造成等

## 4-1 基本的事項

1. 優れた自然や伝統文化を生かすとともに、暮らしや地域の発展と調和し、地域の活性化に通じる景観形成に努めること。

本県は、出雲、石見及び隠岐の各地域が、また海岸部、平野部及び山間部のそれぞれの地域が、独特の自然、風土、伝統文化を持っている。

シマネスク景観づくり推進大綱では、これらの地域の特色を十分に生かした島根らしい景観づくりを進めることとし、景観づくりにあたっての基本的方向として「自然と人々の営みが調和した景観づくり」と「歴史や伝統文化を生かした個性豊かな景観づくり」を推進することを掲げている。

公共事業等を実施するにあたって、これらの地域の特色を十分に生かした景観づくりを進める必要がある。

また、人々の暮らしや地域の発展と調和するよう景観に配慮した公共事業を実施することにより、地域の活性化にも積極的に寄与するものでなければならない。

2. 景観の形成は、まちづくりの一環であるという視点に立ち、地域の特性又は統一性に配慮すること。

シマネスク景観づくり推進大綱では、景観づくりの基本的方向として、県内の市街地や道路沿線等には緑が不足していることから「ゆとりと潤いのある緑豊かな環境づくり」を進めるとともに、町並みの調和や個性が失われつつあることから「秩序ある調和のとれた町並みづくり」を促進することとしている。

これは、景観づくりはまちづくりそのものであるとの観点に立ち、景観づくりの基本的方向として掲げたものである。

まちという生活空間にあっては、公共空間の占める役割は極めて大きい。公共空間は、単に面的に大きな割合を占めるだけでなく、まちの骨格を形づくっている。公共空間の整備の動向が地域の景観形成に関わるウェイトは非常に大きく、従って、公共事業等の実施に当たっては、地域の特性又は統一性に配慮することが重要である。

3. 地域の人々から親しまれ、永く利用又は活用され、将来にわたる地域の文化的資産となるよう努めるとともに、将来の維持管理について配慮すること。

公共施設は、利用施設や防災施設など、その設置される目的により様々な機能を有しているが、それがどのように人々の生活と関わるかは公共施設の機能とは必ずしも一致しない。例えば、ダムは防災施設であるが、最近では公園として整備されるなど住民にとっての憩いの場となっている。

また、学校や図書館は、その教育的機能のみならず、地域のランドマークとなるものである。

公共施設が、地域の人々から親しまれ、良好な状態でいつまでも利用、活用され、地域の文化的資産となるよう、計画の段階から維持管理にいたるまで、できるだけ住民参加の機会を提供することが望ましい。

4. 公共事業等の相互間の調和を図るよう努めること。

公共事業等は、それぞれの分野において事業のあり方や施設の規模、形態等が決定され、景観に対する考え方も一様ではない。また、複数の公共事業等が同一地域に関わる場合でも、計画の時期や施工の時期が異なることが多い。

その結果、個別の事業では優れた景観的配慮を行ったとしても、全体として見た場合には調和に欠けるということもありうる。従って、全体として調和のとれた景観を形成するためには、それぞれの分野が十分に連携し、構想、計画、実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう務めることが必要である。

また、本書を活用することにより、事業の行われる地域の景観特性や景観形成のあり方について共通の認識を持つことが重要である。

5. 公共事業等の計画地（以下「計画地」という。）について、法律、条例等に基づく景観形成に関する計画が定められている場合は、これらに配慮すること。

公共事業等の計画地において、法律、条例等に基づく景観形成に関する計画がある場合には、これに配慮した事業の実施が求められる。

特に、市町村において条例に基づく景観形成に関する計画が定められている場合など、地域の総合的な景観形成の方向を示す計画がある場合にはこれに十分に配慮することが必要である。

## 4-2 運用方針

1. この指針の運用に当たっては、関係公共団体等との十分な連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に務めること。

県以外の公共事業実施主体とも十分連絡調整を図りながら、全体として整合のとれた景観形成に務める必要がある。

2. 景観形成のための配慮の程度については、事業の目的、施設の機能、地域の特性、景観形成の緊急性、景観形成に及ぼす影響等について勘案し、適切な運用に務めること。

景観形成のための配慮の程度を判断するにあたっては、次の3つの特性（景観の特性、事業の特性、社会の特性）を考慮する必要がある。

### 1. 地域の景観特性の把握

- ①本書を利用することにより、計画地を含む地域の景観特性を把握する。

計画地を含む地域が、5地域20区分に分類した地域のどこに属するかを確認し、地域の景観特性を把握する。（本書第Ⅱ章県土の景観概況を参照のこと）

- ②本書を利用することにより、計画地の周辺にある景観資源の分布状況を把握する。

計画地の周辺にある景観資源（自然的景観資源、歴史的・文化的景観資源、人工的・都市的景観資源、生活・産業景観資源）を確認し分布状況を把握する。（本書第Ⅲ章地域別景観形成方針を参照のこと）

### 2. 事業の特性（目的、機能）の把握

- ①事業の目的、施設の規模、機能を把握する。
- ②上位計画、関連計画での景観配慮事項を把握、整理する。
- ③経済性、施工性、機能性、安全性等を検討する。

### 3. 社会的特性の把握

- ①土地利用計画と整合しているか否かを確認する。
- ②地域の開発動向を把握する。
- ③景観形成に関する計画、景観形成に関する住民協定を確認、把握する。
- ④住民の景観形成活動への取り組み状況を把握する。

以上の3つの特性を総合的に判断して、景観形成のための配慮の程度を決定する必要がある。特に、次のような景観形成上重要な地域においては、より高水準の配慮が求められる。

- ①ふるさと島根の景観づくり条例に基づく指定地域とその周辺地域
- ②自然公園法、都市公園法等に基づく指定地域とその周辺地域
- ③文化財保護法等に基づく名勝等、島根県を代表する景勝地
- ④地域を表徴する歴史的建造物等のある地域
- ⑤市町村の景観条例等に基づく指定地域とその周辺地域
- ⑥景観条例に基づく指定候補地（島根県景観対策懇談会からの「提言」）
- ⑦主要道路沿道地域